

「中小企業省力化投資補助事業」に係る  
リース会社の共同申請スキームにおける第三者機関の募集について

令和6年11月  
独立行政法人  
中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）では、中小企業等事業再構築促進基金を造成し、中小企業等の省力化投資の経費の一部を補助する中小企業等省力化投資補助事業（以下「補助事業」という。）を実施しています。

補助事業においては、中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、中小企業等とリース会社（以下「補助事業者」という。）が共同申請を行い、補助対象となる設備の購入費用について、直接リース会社に補助金を交付する制度設計（スキーム）としています。

本スキームにおいては、補助事業者はリース料から補助金相当分が減額されていることなど申請要件の確認及び証明書の発行等を第三者機関に求める必要がありますので、別紙の第三者機関に求める要件を満たし、第三者機関として本スキームに参画を希望する団体の募集を行います。

審査申請を希望する者は、以下に示す問合せ先へ電話又はメールで連絡し、審査申請様式を入手の上、令和6年12月2日（月）12：00までに指定する連絡先へ必要な書類を添えて審査申請を行ってください。なお、第三者機関の承認に当たっては、第三者機関としての適格性を審査委員会にて審査の上、承認可否について回答を行います。

また、中小機構の本承認は中小企業等事業再構築促進基金で実施する補助事業についてのみ有効となります。

【問合せ先】独立行政法人中小企業基盤整備機構  
企画部 イノベーション助成グループ 助成企画課  
審査担当 TEL 03-6721-5103  
MAIL shoryokuka-hojo@smrj.go.jp

【第三者機関に求める要件】

- ① 日本国において登記された法人であること。
- ② 第三者機関としての業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 中小企業等事業再構築促進基金の実施する補助事業に関わる全ての中小企業等やリース会社に対して中立的な立場で業務を実施することができること。
- ④ 中小企業等事業再構築促進基金の実施する補助事業において省力化製品製造事業者、省力化製品販売事業者又は補助事業者として登録及び申請をしないこと。
- ⑤ リースについての専門的な知識を有すること。
- ⑥ 営利目的で行うものでないこと。
- ⑦ 第三者機関において不正が疑われる場合には、中小機構の実施する調査に協力し、不正が発覚した場合には、以後当該スキームへの関与を認めず、またその旨を公表されることについて同意すること。
- ⑧ 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（平成16年9月3日要領16第29号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。  
※要領については中小機構ホームページを参照のこと。  
<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>
- ⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（平成23年3月1日規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。  
※規程については中小機構ホームページを参照のこと。  
<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>
- ⑩ 中小機構から補助金交付等及び有資格者に対する競争参加資格停止措置期間中の者（補助金交付等及び競争参加資格停止措置要領（平成17年4月1日要領17第2号）に基づく補助金交付等停止措置期間中の者をいう。）ではないこと。  
助成金については助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく処分がなされている場合は、処分にに基づく措置が完了していることを当該助成金の交付決定権者が書面によって証明又は通知をしていること。
- ⑪ 上記①～⑩について中小機構に対して疎明する書類を提出すること。

以上